

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー旅費規程（平成 7 年 7 月 7 日 規程第 3 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューローの役員及び職員が職務のため旅行する場合の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（旅費の種類）

第 2 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

（旅費の額及び支給方法）

第 3 条 旅費の額及び支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和 4 5 年鳥取県条例第 4 8 号。）の例による。

（その他）

第 4 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 7 年 7 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。